

国の武家屋敷、商人町、港町、農山村等が選定されている重要伝統的建造物群保存地区においては、当初に、対象となる地区全域に対して、保存対策調査を実施して、地区の歴史と環境、地区内の文化財、住民の意向等を調査するとともに、それを反映させた保存計画を策定して、歴史的風致の維持・向上を図ってきた。伝統的建造物群保存地区制度では、これまでに三十年以上の実績が蓄積されており、白川村荻町や大田市大森銀山などが世界遺産になるなど、国内だけでなく、世界的にも評価されている。その他多くの伝統的建造物群保存地区でも、住民と行政、専門家が一体となった文化遺産を活かしたまちづくりを実践しており、後述するように、国土交通省が景観法や歴史まちづくり法をつくる際の際のモデルとなっている。伝統的建造物群保存地区を決定した市町村では、文化財の総合的把握とまでは言えないまでも、建造物だけでなく、伝統芸能や史跡等の各種文化財、周辺の自然環境を保護するとともに、町並みを育んできた歴史的なモノや周囲の自然環境が大切であることを十分に認識しており、すでにそれらの保護対策を実践しているところも多い。

### ③ 歴史文化基本構想の策定

今回の報告書では、文化財を総合的に把握することにより、周辺環境を含めて保存・活用するために、地方公共団体による「歴史文化基本構想」の策定を提言している。本年度から、文化庁が実施している「文化財総合的把握モデル事業」は、文化財についての調査状況や保存・活用の取組が異なる市町村において、実際に「歴史文化基本構想」を策定する作業を実際に行い、その課題等を探るものである。

今回の報告書に大きく関与した九州大学の西山徳明教授によれば、「歴史文化基本構想」とは「従来の国指定・選定等の文化財概念にとらわれず、市区町村が市民と共有しうる独自の視点に基づいて地域に顕在・潜在する文化財を総合的に把握し、その保存・保全

と活用を円滑に進めるための歴史文化に関する基本方針（マスタープラン）を固有に策定することを国として支援する」ものであり、言い換えれば「地域が大切だと思ふものを自分たちの歴史や文化のストーリーに沿って惜しみなく拾い上げ、自分たちで実行できるルールや手法によって保存・保全し利用することで将来世代に手渡していこうとする発想」である、と述べている。したがって、この構想は自治体として、文化財を活かしたまちづくりを実践しますという誓約書であり、官民協働で実践するという契約書である、とも述べている。（「市町村による文化財の総合的な把握の取組」文化庁月報二〇〇八・九）

「歴史文化基本構想」においては、①関連文化財群の設定、②歴史文化保存活用区域、③文化財を保護するための体制整備の方針を盛り込むことが提言されている。

①の関連文化財群の設定とは、文化財を総合的に把握するための手法として、地域の歴史と文化を物語るモノⅡ文化財を、歴史的、地域的関連性等に基づいてテーマやストーリーを設定し、ひとつくりのまとまりとすることである。そうすることによって、地域の個性や特色が明確となり、地域住民の理解が深まり、地域への誇りが向上することが期待されている。関連文化財群の設定には、テーマやストーリー設定の内容や考え方、構成要素となる文化財が明示されていなければならない。

②の歴史文化保存活用区域とは、①の関連文化財群を核として、その周辺環境を含めた文化的な空間を保護・創出する計画区域である。

③の文化財を保護するための体制整備の方針については、報告書の「Ⅱ社会全体で文化財を継承していくための方策」に詳しい。

こうした「歴史文化基本構想」は、市区町村における歴史文化のマスタープランであることから、市区町村の総合計画や基本構想、都市計画マスタープラン、景観計画等とも整合性を持ってこそ効力

を發揮することができよう。そのためには、策定時において、文化財部局のみならず、都市計画部局や農政部局など、まちづくり関連部局が密接に連携することはもちろんのこと、地域住民、民間団体、有識者、関連機関などが策定委員会に加わり、実効性のある基本構想を策定することが求められている。

また、地域社会において必要とされる基本構想であるためには、日常的に文化財に関わる地域住民や民間団体の主体的な関わりや協力が必要である。策定委員会に委員として参画するだけでなく、公聴会や説明会などで積極的に意見を聴くことで、地域のコンセンサスを得ることが必要である。

#### ④ 社会全体で文化財を継承していくための方策

これまでの文化財保護行政は、国宝や重要文化財をはじめ、自治体による指定文化財についても、どちらかといえば修理や保存を重視してきたように思う。したがって、文化財保護法や自治体条例には、管理者の義務と責任についての規定が多く、市民が主体的に文化財に関わる機会は少なかったし、現状も多いとは言えない。

しかしながら、昨今のまちづくりでは、NPO法人などの民間団体や個人の活動が、地域の文化財の保存と活用に大きな役割を果たしている。そこで今回の報告では、「国は、このような取組を支援し、さらに促進するとともに、一人一人が、文化財を国民共有の財産として認め、共に保護を図っていくという思いを強めるような機運を醸成していくことが重要である。」と提言している。

そのためには、日頃より、「文化財に親しむ機会の拡大」や、「文化財に対する人々の理解の増進」が必要である。具体策として、「各種文化施設や各種研究機関などは、文化財を公開・活用し、地域の歴史・文化や文化財への理解を促進する中核として機能すること（広域連携）」や「地域の博物館などを核として、住民参加によって、一定の地域における多様な自然環境や有形・無形の文

化財などを保存・活用し、地域全体を博物館と見なすエコミュージアムを一層推進すること」などが求められる。

文化財を総合的に把握することは、歴史的に形成されてきた地域の個性を明確にする、ということであると思う。逆に言えば、地域の個性を明確にするためには、地域の歴史や文化を学習することが必要であるということになる。実は、そこに暮らす人が、地域の歴史や文化をあらためて見つめ直す作業には、大きな意味がある。日南市油津地区では、地区住民が執筆者となって『油津―海と光と風と―』を出版した。これがきっかけとなって、本格的な住民主体のまちづくりがはじまった。つまり、油津が誇るべき歴史や文化について、自分たちの手で掘り起こし、評価したことで、油津に対する愛着や誇りが生まれただけでなく、多くの人が同じ価値観を共有することになったのである。そのため、地域の歴史や文化を語るモノを大切にして、まちづくりに活用することが、自然発生的に生まれてきたように思う。

具体的には、優れた取組を行っている地域の文化財をめぐるツアーの事例集を取りまとめることや、子どもたちが文化財に親しむ機会の充実などとともに、地域の文化財のデータベースを構築することが提案されている。地方公共団体において、地域に存在する文化財の所在場所を含めた総合的なデータベースが作成され、都市計画などの各種の行政計画の策定や学校における文化財を使った地域学習の実施など、様々な用途に活用されることが期待されている。

さらに、報告書は、文化財保護にかかわる人材を確保することは必要であると提言している。兵庫県では、文化財に対する知識や高い専門性のみならず、行政のシステムや地域社会の実情などを把握した人材を確保するために「ヘリテージマネージャーの派遣制度」を創設した。また、文化財保護活動ボランティアの育成やNPO法人などの民間団体、地域住民との連携が必要である。さらに、そのような活動がしやすい環境の整備や寄付の促進など、文化財に関わ

る多様な取組が提言された。

### 3 歴史まちづくり法の成立

平成二十年一月二十九日に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」いわゆる「歴史まちづくり法」が、国土交通省、文部科学省、農林水産省の共管法として閣議決定され、第一六九回国会において衆参両院で全会一致で可決された。

この法律では、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史的価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体になって形成してきた良好な市街地の環境（第1条）」を「歴史的風致」としている。このような「歴史的風致」を維持及び向上させ、個性豊かな地域社会の実現と都市の健全な発展及び文化の向上に寄与することが、同法の目的である。

「歴史まちづくり法」では、市町村が歴史的風致維持向上計画を策定し、国が認定した場合、その市町村の計画に対して、重点的に支援する。歴史的風致維持向上計画では、国指定文化財や重要伝統的建造物群を中心とする歴史的風致について、方針や重点区域を定めるとともに、歴史的風致形成建造物の指定方針や歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項、文化財の保存又は活用に関することを策定することになっている。

国による具体的な支援策としては、歴史的環境形成総合支援事業のほか、都市公園法、まちづくり交付金、街なみ環境整備事業の拡充が可能となる。とりわけ歴史的環境形成総合支援事業では、認定計画の重点区域における歴史的風致形成建造物の復原、修理、買収または移設を行う市町村等に対して二分の一の支援がある。さらに、併せて行われる重点区域内の景観上の改善や案内施設等の整備、さらには歴史的風致形成建造物の活用に係るソフト事業についても三分の一の支援がある。つまり、これまでは原則として国の支

援がなかった市町村指定の文化財や祭り等の伝統行事についても、歴史的風致維持向上計画に謳ってあれば、国の支援を可能とする画期的な補助事業である。

ただし、この法律が適用されるのは、さきに述べたように、国指定文化財や重要伝統的建造物群保存地区がある市町村が歴史的風致維持向上計画を策定し、国が認定した場合のみである。国土交通省が所管している古都保存行政の理念を、古都以外の歴史的風致を維持した都市に拡大することが目的であるため、同法第1条では、歴史的風致を「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義している。すなわち、市街地の伝統的な建造物が主要な保存、活用対象とされているのである。しかも、市町村が計画を策定し、その計画には歴史的風致の維持向上のために五十年内に実施すべき具体的なハード・ソフト事業を記載しなくてはならない。

平成二十一年一月までに歴史的風致維持向上計画が認定された市町村は、金沢市、高山市、萩市、彦根市、亀山市の五市であるが、彦根市以外の四市は重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けている。今後重要伝統的建造物群保存地区を抱えた市町村の歴史的風致維持向上計画認定が多くなることは変わりないであろう。

### 4 日南市の歴史的資源を活かしたまちづくり

#### ① 飢肥の町並み保存

「伝統的建造物群保存地区と飢肥城復元事業」

宮崎県日南市飢肥地区は、飢肥藩伊東家五万一千石の城下町として栄えた町である。明治時代になってからも、藩政時代の財産である飢肥杉（船材として最適）の商人が多く、宮崎県南部の政治、経済の中心地として大いに栄えた。